

会 議 録

名 称	平成28年度 目黒区廃棄物減量等推進審議会（第3回）
日 時	平成29年2月13日（月）午前10時～正午まで
会 場	目黒区総合庁舎本館1階 E会議室
出席委員 （敬称略）	安井、庄司、平尾、鈴木、佐藤、松嶋、松田、小林（富）、亀甲、大竹、藤橋、 小林（雅）、角田、斎藤、清水、古城、平田、大越
区側職員	村田環境清掃部長、織田清掃リサイクル課長、石田環境保全課長、伊藤清掃事務所長
傍 聴 者	2名
配布資料	<ul style="list-style-type: none"> ・資料1 プラスチック製容器包装及びPETボトル分別基準適合物の品質調査結果について ・資料2 事業者が排出する廃棄物の適正処理に向けたリーフレット、マニュアルの作成及び今後の排出指導の考え方について ・資料3 廃棄物処理手数料改定について
会議次第	<p>1. 開会 20人中、出席者は18人であり、半数以上の出席があるため定足数を満たしており、会は成立する。</p> <p>2. 議題 以下、発言者名・名称は下記のとおり表記する。 環境清掃部長・・・・・・・・・・部 長 清掃リサイクル課長・・・・・・・・・・リ課長 清掃事務所長・・・・・・・・・・事務所長 環境保全課長・・・・・・・・・・環課長</p> <p>（1）プラスチック製容器包装及びPETボトル分別基準適合物の品質調査結果について 事務所長 （資料1に基づいて説明） 会 長 補足説明があればお願いします。 委 員 かつて、この容器包装リサイクル法の仕組み作りに関わった者として、プラスチック製容器包装について補足説明します。品質評価項目はA・B・DとなっておりCというものはない。Dは「選別基準を満たしていないレベル」という意味で、容器包装リサイクル法に基づき廃容器プラスチック（廃プラ）を再生資源化（リサイクル）する義務を負っている事業者が、目黒区で収集された廃プラをさらに細かくプラスチックの種類別に選別（再選別）するが、この段階で廃プラでない異物が混ざっていたということだ。この異物に準ずるものとして未破袋の廃プラが多いとやはり選別が悪いとしてDになる。未破袋とは小さなレジ袋等に廃プラを小分けしてそれを大きなごみ袋にまとめて入れると廃プラが二重三重に袋に入れられている状態になる。これだと袋内の内容物に異物が混ざっていないかを選別するためには二重になっている小さなレジ袋を、さらに破袋しないと異物</p>

の混入が容易に確認できないことを意味している。目黒区で収集した廃プラを選別する段階で導入されている破袋機は、外側のごみ袋（小分けにして廃プラを入れたレジ袋を幾つかまとめて入れたごみ袋）を破れるが、その中のレジ袋（小袋）までは破れないため未破袋と認識される。小型の破袋機を入れたというのは、この破れていないレジ袋をまた破るための装置を新たに取り付けたということで、それだけ手間と費用がかかる。一つの大きなごみ袋に、バラバラで出すことが必要という意味が、区民の方には分かりにくいと思う。廃プラを小さなレジ袋に小分けして最後はひとまとめにごみ袋に出すと、実はリサイクル事業者が選別するときに選別しにくい。リサイクルのための選別にとっては、とてもよくない。区民のみなさんに現場を見て選別のために袋を破っている作業や、手で選別している作業とかをご覧頂ければ、二重袋は良くないんだと、伝わるかもしれない。やっぱり区民にも、リサイクルのために何をどういう風にやっているのか、知っていただくというのも大事かと思う。

委員 ガラスが入ってもD、それと剃刀が1個でも入っていたらD。容器包装比率Bは85%以上90%未満、なぜ、こんなランクがあるのか。

事務所長 検査項目ごとにランクを設定し評価される。容器包装のランクは検査したプラスチック容器包装の中で、禁忌品も含めペットボトル、汚れがありリサイクルに向かないものを除いた比率を見るもので、A、B、Dの3ランクとなっている。また、カミソリの刃やガラス片、医療廃棄物等の禁忌品の混入についてのランクは全く混入がなければA、一つでもあればDというその二つの判定となっている。

委員 この評価を受けて、区としては協会にどういう対応されたのかお聞きしたい。

事務所長 結果を受け止め、区民の皆さんへの周知、収集時の取扱いの確認、選別保管時における禁忌品混入防止に向けた取組み等の検討を行い、改善計画を策定し、容リ協に提出した。

委員 私が聞いた話だと、二重三重の袋で出しているのはガラスがまき散らさないようにしているとのこと。良いことだと思って行うケースも多いので、周知する時に、ただ二重三重やめましょうというのではなく、どうしてダメなのかという理由もちゃんと含めて周知しないと、「良いことをやっているのに、どうしてだめなんだ」ということになる。

事務所長 燃やすごみは二重三重の袋でお出しただいて問題ないが、プラスチック製容器包装を出す場合には、適切にリサイクルを行うため、二重三重の袋では排出しない。汚れがあればすすいでいただく等の協力をお願いする必要があることから、今後も区民の皆さんに、よりわかりやすくお知らせしていくよう努める。

会長 食品廃棄物と、普通の家庭ごみは二重三重の方が良いかもしれないが、容器包装は違うというところがこれでは分からないので、そのあたりに工夫が必要。

委員 酢や焼肉のたれとか、容器を洗い出しているが、結構シミがペットボトル自体についている。それでも洗剤を中に入れ一生懸命振り、乾かして資源に出してい

るが、そういうのはダメなのか。

事務所長 私共は、シミをきれいに落とすまで洗っていただくというのは、皆さんの負担が大きすぎると考えている。どうしても汚れの落ちないものは、燃やすごみとして出して頂くようにご案内している。

委員 「縦潰れ」とは、どういうものか。

事務所長 ペットボトルの口から底に向けて縦方向に潰れているものである。適正にリサイクルするためには排出の際、縦に潰さないようお願いしている。

(2) 事業者が排出する廃棄物の適正処理に向けたリーフレット、マニュアルの作成及び今後の排出指導の考え方について

事務所長 (資料2に基づいて説明)

委員 個別に指導を行ったとあるが、具体的に指導回数と、可能な範囲でイメージが湧くような説明をしていただきたい。

事務所長 排出されているごみが事業系かどうかの判別が不明な場合などがあり、事業系全体として正確に数字がお示しできない。事例としては、通常のごみを出して頂く集積所に、飲食店から出たと思われるほどの量の残渣が出ていたり、一般のごみからは出ないだろうと思われる量のシュレッダーされた紙類といったものがある。収集現場、或いは収集現場のパトロールの中で、気が付いた排出物の中身を確認して、不適切に排出した事業者が特定できれば、個別に当たっている。

委員 このリーフレットの中にカラス対策として、ごみの出し方をもっと書いて指導するべきではないか。後は回収場所と時間帯だが、通勤通学で歩道を歩いているときに、このごみが大変汚い、またカラスが居て通れないという声も沢山聞く。目黒区の指導件数の明確な回答が無いが、飲食店等には指導ではなく訪問するとか、丁寧な対応が必要ではないか。飲食店等を含めると沢山あるかもしれないが、目黒の景観等きれいなイメージ、観光にも力を入れていくという中で、改善が必要じゃないか。

リ課長 ご指摘のカラス対策等については、今後の課題として考えています。今回のリーフレットは、清掃リサイクル課で制作しましたが、この中の「適正な排出のために」という欄に、「夜間の排出はカラス被害や悪臭の原因になってしまう」と記載があるように、適正排出が必要な趣旨については若干記載しています。この課題には意識啓発も含めて、今後も取り組んでいきたいと考えています。事業者の排出指導については、新たなステージに踏み込むということで、このリーフレット、そしてマニュアルについても順次作成している所です。これらを契機として、事業者のみなさまに適正な排出への理解を深めて頂きたいと考えています。今回の取組については、審議会のみなさまからご意見及び答申を頂いた一廃計画の中に位置づけた事業として、いち早く動き出したものです。今後、リーフレットやマニュアルの改定、そしてこれを元にした排出指導によるフィードバックを

踏まえて、更にレベルアップをしていきたいと考えています。

委員 この制作の過程で、事業者の人たちと何か意見を聞く等の場は作られたのか。
リ課長 リフレットの作成段階前から、商店街連合会などの団体に、区の様々な現状をご説明し、逆に事業者の方々のご意見を伺いながら、計画やツールにフィードバックしてきました。またこのリフレット等を作成する際には、他区の事業者向け資料の情報なども調査し、それらをモデルにしながら、今一番分かりやすいものを目指してきました。例えばこの表紙の所もアンケートっぽく、事業者の皆さまどういった状況ですかという問いかけから目を向けて頂いて、どんな対処が必要なのか、ビジュアルも含めて分かりやすいものを作成しました。現時点では可能な限り、そういった視点を踏まえて制作してきましたが、今後みなさんのご意見で更にレベルアップしたいと考えています。

委員 その場合、個々の商店街とかで意見を聴いていることは分かったが、事業者全体で、協議の場はあるのか。

リ課長 ごみ処理をテーマとした協議の場があるわけではありません。商店街関連の団体が開催する会合の場に伺って、ご説明しながらご意見を伺うのが一般的です。

委員 この審議会は、各層の様々な立場の人の意見を聞けるのが良さだと思うが、いろいろな事業者が集まった場所で、ごみのことに関する話をする場が必要だし、そこで事業者全体を横断的に意見が言え、事業者としても共通の問題意識を理解したら、区・事業者双方にメリットがあると思うのだが。

リ課長 個別に現場の意見を伺うことは非常に大事だと考えています。しかしながら、本審議会についても、皆さんお忙しい中ご参集頂いていると思いますので、そういった方々のご意見を頂ける場を設定できるかどうかは、今後研究させて頂きたいと考えています。

委員 事業者の中で、ごみ集積所にごみ処理券を貼らずに、出してしまっていることは重大なことと考える。今後の排出指導の考え方にしても、普及啓発は一般の住民の延長線での考え方かと思う。区として考えれば出店している店舗というのは、全て届出があるはずなので、分母は必ず分かるはず。その分母の中で事業系の契約を結んでる大きな店舗は当然分かるし、そうでない店舗についても、ごみ処理券を買っているかどうか等、システム上で取りこぼしがないようなやり方でやって頂きたい。

リ課長 ご意見の内容については、我々もいつかは実現できればと考えています。現状としては、小規模な事業者の方々、自営業の方も含めて、家庭ごみへの混入がないよう適切な処理をお願いしたいと考えています。そこに区がご協力しながらご指導していきたいと考えています。ただ現実問題として、プライバシーの問題もあるため、ごみの中身を全部チェックする等は、マンパワーの問題もあり厳しいと考えています。より実態を把握し、どうすれば適正排出の指導が必要な対象を明確にできるかというのは非常に大きな課題です。

委員 事業者団体が集まるようなところに出向いて行って説明をする話があったが、

具体的にどこに出向いて行って、いつ説明しようとか、予定は決まっているのか。
リ課長 このリーフレットを使った排出指導をテーマとした説明の予定はこれから調整していきます。今まで連携させていただいている団体などを中心に考えています。

委員 「これらの排出指導を活用し重点的に排出指導を行う」とあるが、業者の立場で見ると、指導だけではなく、数字のデータやペナルティー等ある程度匂わせないと、徹底されないのではないかと。今の事務局からの説明だと、データはあるが、コンプライアンスの関係で、データ公開する時期にないということでした。この辺は排出指導を行うだけでなく、データ公開もしていく、一歩踏み込んだものを述べて行かないと、なかなか改善されない。2点目は、東京オリンピックを控えて、おそらく色々な国の方が東京に来られると思う。私が外国に行って一番、目につくのが、道路上にごみだとか吸殻などです。日本は結構几帳面と感ずるので、あと3年のうちに、もう少し気合を入れ、きれいにしていくことが必要だと考える。3点目は、他区で、もっと進んだことをやっている事例があったら、ぜひ紹介をしていただきたい。

リ課長 事業所への指導で厳しい罰則をとというお話がありました。我々が今回事業系のごみについて排出指導を徹底していこうというのは、一般のご家庭のごみに事業系ごみが混入してしまう部分を改善しようという考えです。イメージしているのは専門の飲食店などが、事業系のごみをそのまま家庭ごみの集積所に出すようなケースではなく、一般の家庭ごみも出すような居住スペースと事業所が一体になっている小規模事業者所がしっかりと分別が出来ているかどうか、そういったところを、先ずとっかかりにしていきたいということです。専門事業者の方のごみの出し方についても、従来から実施している排出指導の中でしっかりとやっていきたいという風には考えています。罰則がいいのかという点については、審議会の皆さまからご意見を頂く中で、今回の一廃計画においても、取り組みのいい事業者をしっかりと表彰してクローズアップし、引っ張っていこう考えもありますので、両輪で考えていきたいと考えています。

またオリンピック・パラリンピックを迎えて、自治体だけではなく国も含め、今の清掃事業をどのように展開していくのかというのはテーマになっています。ごみの分別等についても世界から来訪する観光客に向けてどういったものがあるのか。例えば分別については、分かりやすい統一ラベルの実証実験などを今実施しているところです。今後の展開について情報があれば、みなさまにもご提供していきます。

そして他区の取り組みですが、正直どの区もこの事業系のごみについては、非常に頭を悩ましています。ある区では、排出指導ではなく、そもそも一般の家庭ごみと一緒に出せる事業系ごみの量を、50kgじゃなくて30kgくらいまでに減らそうと、30kg以上であれば、民間の事業者と契約するような制度へ移行するところもあります。ごみの中身をチェックして排出指導をするというのは

非常に難しい所ですが、他区の事例についても引き続き研究しながら、より効果的な手法について皆さまのご意見を頂きたいと考えています。

委員 事業系ごみのトラブル等、把握されていると思うが、区外から移動途中で捨てていくというようなケースに、実際私も遭遇している。それを追跡していくことは非常に難しいと思うが、商店街のところのごみ集積所に「防犯カメラ監視中」っていうのをチラシを貼ったら、そこは一切今の所、不法投棄が無くなった事例もある。

委員 自由が丘の商店街は、夜間にごみ収集している。それを、他の地域でもできるのではないかな。

事務所長 自由が丘の商店街等の事業系のごみについては、自主的に夜間に収集していると伺っている。自由が丘のように商店街が集積している地域では良いかもしれないが、例えば住宅街での夜間収集は、騒音と感じる方等もいらっしゃるかと、他自治体のアンケートの例からも思われることから、難しいと考える。

(3) 廃棄物処理手数料改定について

リ課長 (資料3に基づいて説明)

委員 この手数料の値段の根拠は、実際の運搬コストや処理コスト等を基に算定されていると思うが、23区共同なのか。その場合、清掃工場が地元にあるところは、事業系ごみは、必ずしも目黒から出たものが目黒に行くとは限らないか。

リ課長 各区で清掃工場の“あるなし”という違いはありますが、この手数料については23区全体の経費で算定していますので、各区個別のものではありません。

委員 収集運搬距離はどういう基準で輸送距離のコストにかかるのか。

リ課長 収集の距離については、距離に応じて当然燃料代等かかるため、全てトータルのコストに計上されています。

委員 コストを決める上でそれぞれの原価計算を積み重ねて、一応計算されていると思う。収集運搬コスト部分は区移管以前の東京都でやっていた時は、23区一律で清掃工場の収集運搬距離を決めていた。実際には清掃工場にしても埋立処分場にしても区によって輸送距離は変わってくるのでそれが今、区に収集運搬が移管されてそれがどう反映されているのか。

リ課長 各区で実際にかかっているコストを積み上げて、全体のトータルを出しています。

会長 他に何かございますか？

それでは本日の議題は、終わりとさせていただきます。

3. 閉会

以 上